News Release



2025年2月19日

各位

日本証券業協会

家族サポート証券口座について

本協会では、2022年7月に公表した資産所得倍増プランへの提言において「高齢者の資産活用とその子供世代の資産形成」として、あらかじめ任意代理の契約書で代理人の権限の範囲を明確化しておくことにより、高齢者やその家族が資産の活用(管理・運用)ができるような制度(以下、「家族サポート証券口座」という。)を構築することを提言し、証券戦略会議の下部に設置した「家族サポート証券口座に関する検討ワーキング・グループ」において、検討を行ってまいりました。

今般、同ワーキング・グループにおける検討を踏まえ、「家族サポート証券口座 制度要綱」を取りまとめましたので、御通知申し上げます。

【家族サポート証券口座のポイント】

- ① 本人が健常なうちに、信頼できる家族(配偶者や子・孫)を代理人として、委任契 約公正証書を作成する。⇒ 委任契約公正証書では、代理人に自らの証券口座の資産をどのよう に管理・運用して欲しいかについての方針を決めておく
- ② 証券会社に利用申込みをすることで家族サポート証券口座は開始するが、本人が健常なうちは、引き続き本人による取引が可能。
- ③ 本人の認知判断能力の状況を踏まえ、代理人が証券会社に届出を行うことで、代理 取引が可能となり、原則として、本人が死亡するまでの間、代理人によって取引が 継続できる。

制度要綱は本協会ホームページに掲載しています。

制度要綱: https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/houkokusyo/kazokusupport.html

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先:

社会連携本部 金融証券研究センター (TEL: 03-6665-6763)

会員本部 会員部 (TEL: 03-6665-6768)

家族サポート証券口座制度要綱

日本証券業協会 2025 年 2 月 18 日

1. 考え方・目的

本協会では、2019年金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」及び2020年の同ワーキング・グループ報告書「顧客本位の業務運営の進展に向けて」にて提言された「高齢顧客保護のあり方」「認知判断能力等の低下した顧客への対応」を社会課題としてとらえ、2022年7月に「資産所得倍増プラン」への提言のうちの1つとして「高齢者の資産活用とその子供世代の資産形成」を提案し、証券界として同社会課題に応える観点から、任意代理契約の枠組みや既存の制度・サービス等を活用した高齢顧客向けのスキーム(以下、「家族サポート証券口座」という。)を設計する。

【主なポイント】

- ・ 任意代理方式を用いた、代理人による、売却・解約だけではなく、買付けを含めた資産運用の継続希望に応える方法の一般化
- ・ 認知判断能力低下後、顧客(本人)の保有金融商品等 について、売却・相続等の資産承継といった道筋の設計
- 本人の資産寿命の延伸
- ・ 代理人(相続人)(=次の世代)へのリテラシーの承

・ 顧客の認知判断能力が既に低下した段階で口座から資産の 引出し、売却等を行うには、原則として成年後見制度を用い ることとなる。

なお、代理権は無いものの、ごく限られたケース(緊急 時)で各社の判断において引出し・売却のみを認めることも ある。

【参考】

- ・「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公 共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え 方(公表版)」(全国銀行協会)
- ・「認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方」(日本金融ジェロントロジー協会)
- ・ また、契約時点で「認知判断能力が既に低下した本人」を 前提とした場合、金融商品の売却等を行うには、成年後見制 度の利用以外は難しいと考えられる。

要綱本文	備考
家族サポート証券口座は、あらかじめ信頼できる家族を代理人に指定し、顧客(本人)の認知判断能力低下・喪失後や認知判断能力の低下前に代理取引を開始することで、その代理人による資産の適切な管理・保全・運用・処分等を通じて、顧客(本人)の生活・看護・療養・納税等に必要な資金を確保及び給付するなどして、顧客(本人)の生活の安定を図るとともに、円滑な資産の承継を目的とする。	
2. 契約の当事者【本人・家族代理人】 主たる顧客(以下「本人」という。)と任意代理人(以下「家族代理人」という。)の二者間の契約とする。	 任意代理人は1名とする。 家族サポート証券口座では、対象顧客として「家族への資産承継予定」「信頼関係が確立されている家族がいる」「認知判断能力の低下・喪失後は、本人財産のまま取引を家族代理人に任せても良いという意向」がある者を主に想定している。 なお、家族サポート証券口座の提供にあたって、会員において、顧客(本人)の利用要件を設定することを妨げるものではない。 契約書については、ひな形を参照。
3. 会員への事前相談【本人・家族代理人⇒会員】 【事前相談】	契約前の手続き下記「6. 会員への利用申込み」をもって、家族サポート
契約手続きに先立ち、本人及び家族代理人は本人の認知判	証券口座が開始するが、契約締結前の時点で本人、家族代理
断能力低下・喪失後における本人の証券口座にある資産につ	人及びサービス提供先である会員の三者間で十分な意思疎通
いての管理・運用について、会員に相談する。	が必要である。

要綱本文	備考
会員は、事前相談において家族サポート証券口座の内容を 説明する。	・ 会員は、本人及び家族代理人との事前相談を通じて、本人 の管理・運用方針を明らかにし、代理権効力発生後の家族代 理人の取引が当該方針に沿っているかを確認できる程度に整 理すること。
4. 契約方法【本人・家族代理人⇒公証人】 「2. 契約の当事者」の本人・家族代理人の契約は、公証 役場において、本人・家族代理人が公証人の前で行う公正証 書契約によるものとする。 なお、本人及び家族代理人は、契約書を公証役場で公正証 書契約とする前に、契約の内容を会員が受け入れられるもの であるか確認のため共有する。	 公正証書契約を結ぶ場合、事前に内容を確定させておくほか、公証人と契約者が面談を行う。また、面談・内容確認を経て公証人が公正証書を作成する。 ※ 日本公証人連合会 HP 公証役場一覧 https://www.koshonin.gr.jp/list
5. 管理・運用方針【公正証書契約の一部(別紙)】 契約で定める「管理・運用方針」は以下のとおりとする。 ① 家族代理人に任せる範囲 本人・家族代理人で相談のうえ、以下から選択し決定する。 A) 保有商品を売却・解約し、出金すること B) A)に加え、本人の証券口座にある資産の範囲で運用 (売買) を行うこと なお、運用対象については、会員が定める商品分類とする。	「管理・運用方針」については、ひな形を参照。商品分類については、取引残高報告書における商品分類をベースに各社で定める。

要綱本文	備考
② 家族代理人における保有商品の売却・解約の方法 家族代理人の判断において行う。	
 ③ 家族代理人による運用の方法 本人・家族代理人で相談のうえ、以下から選択し決定する。 A)現在本人が保有している商品分類の範囲とする B)商品分類を本人・家族代理人間で決定する C)家族代理人が商品分類を決定する 	
6. 会員への利用申込み【本人・家族代理人⇒会員】 【利用申込み】 契約締結後、本人・家族代理人は、速やかに会員に対し、利用申込書兼家族代理人届を提出する。	 利用申込みの際に左記の書類に加え、会員において、追加的な書類の提出や本人・家族代理人への面談を実施することなども考えられる。 本文に言う「速やかに」は、公正証書契約締結後、家族サポート証券口座利用申込みまでの間に本人の認知判断能力が
利用申込書兼家族代理人届の記載事項は以下のとおり。	低下し利用申込みができなくなることを避ける趣旨である。 「利用申込書兼家族代理人届」については、ひな形を参照。 利用申込書兼家族代理人届の記載事項については、各社が既に把握している情報である等の理由で、管理上必要な項目とすることも考えられる。

要綱本文	備考
 家族代理人の実印の押印欄 書面交付の希望 公正証書契約締結日及び公正証書番号 確認事項 確認事項への承諾 その他(添付書類を含む) 	
7. 契約当事者以外との合意【本人・家族代理人】 求めない。	 推定相続人のうち家族代理人以外の者は、当事者以外での利害関係人として該当しうるが、家族代理人以外の推定相続人の合意まで要綱上は求めない。 本人・家族代理人の関係等を考慮し、各社において個別に対応することも考えられる。
8. 家族代理人の範囲【本人・家族代理人】 家族代理人は、国内居住者である配偶者及び成人の直系卑属とする。ただし、該当する者が存在しない場合(未成年の直系卑属しか存在しない場合を含む。)は、兄弟姉妹又はその代襲相続者たる成人の甥姪とする。	・ 家族サポート証券口座が、本人が健常なうちに代理人となる者を定め資産の管理・運用を任せるものであること、また家族の絆と信頼に基づく関係性を前提とすることから対象者を制限する。
9. 取引当事者【本人・家族代理人】 代理取引開始前は本人、代理取引開始後は家族代理人とす る。	「14. 代理取引開始時期」のとおり、家族代理人からの代 理取引開始届の提出、会員による承認をもって取引当事者は 家族代理人となる。

要綱本文	備考
10. 代理権の範囲(対象となる取引、事務手続きの範囲)【本	・ 本人口座に関連しない行為の代理は代理権の範囲には含ま
人・家族代理人】	れない。
本人口座における以下の取引、事務手続き等を家族代理人	・ 売買等、出金・入出庫の他、会員から顧客へ各種手続きを
に代理権として付与する。	求める場合の連絡先や説明といった付随的なものについても
① 有価証券等の売買等	代理権の範囲として考える。
② 投資一任契約の締結又は解消	
③ 累積投資契約の締結又は解消	
④ 配当金、分配金、利子の受領に関する手続き	
⑤ 金銭の出金・有価証券の入出庫	
⑥ 当該口座の維持・管理に係る各種手続き(書類の提出	
等)	
⑦ 当該口座の維持・管理に係る書面の受領・確認	
⑧ 税金の申告・納付に係る各種手続き	
⑨ 上記の各事項に関する手続きに準ずる手続き	
上記①「有価証券等の売買等」のうち、「協会員の投資勧	
誘、顧客管理等に関する規則」第5条の2に定める勧誘開始	
基準、及び第6条に定める取引開始基準に該当する等、以下	
の商品又は取引(以下、「対象外取引・商品」という。)につ	・ 各社において、対象外取引・商品を拡大する(注文方法や
いては、保有分の弁済・売却又はいわゆる手仕舞い取引を除	取引形態等を制限することも含む)ことも考えられる。
き対象外とする。	
① 信用取引	
② 新株予約権証券	
③ 新投資口予約権証券	

④ 有価証券関連デリバティブ取引

要綱本文	備考
⑤ 特定店頭デリバティブ取引	
⑥ 商品関連市場デリバティブ取引	
⑦ 店頭取扱有価証券	
⑧ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債	
⑨ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託	
⑩ レバレッジ投資信託	
⑪ 「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」第2条第	
2号に規定する審査規定等対象社債券	
① 株式投資型クラウドファンディング業務に係る取引	
③ 株主コミュニティ銘柄	
⑭ トークン化有価証券	
⑤ その他会員が指定する商品・取引	
なお、本人口座内において保有する対象外取引・商品の弁	
済・売却にあたっては、例えば以下のような方針を各社で定	
め、その方針に従い取り扱うこと。	
① 代理取引開始前までに本人により弁済・売却しておく	
② 代理取引開始の承認後、速やかに弁済・売却する	
③ (本人の意向及び家族代理人の適合性があることを条	
件に)弁済・売却のタイミングについては、家族代理人	
の指図に従う	
11. 契約締結能力及び契約内容の確認方法	・ 会員は家族代理人の本人確認及び適合性確認を行う。
本人及び家族代理人の契約締結能力の有無、契約内容の理	(「15. 家族代理人の本人確認・投資経験の確認」参照)
解については、公正証書契約の成立をもって確認する。	

要綱本文	備考
12. 取引口座・出金口座【本人・家族代理人⇒会員】 取引口座は本人口座、出金口座は原則として代理取引開始 時点で登録されている本人名義の金融機関の口座とする。 13. 出金目的の確認【家族代理人⇔会員】 家族代理人から出金にかかる指図があった際、会員は出金 目的が契約書の内容に沿うものか確認し、家族代理人はそれ に対し回答する。 なお、本人名義の金融機関口座からの払出しを行うにあた り、金融機関で代理人制度等の利用が必要であることについ て留意が必要である。	 代理取引開始後の出金口座凍結や出金口座としていた金融機関の支店の閉鎖等の場合が例外として考えられる。 出金口座については、本人名義以外を認めない。 出金口座を経由せず証券口座から直接現金を引き出すことは認めない。 出金目的については、都度確認を行うほか、例えば以下の内容を契約書にあらかじめ記載することで、明確に出金目的を定め、それ以外の目的である場合は申告するよう求めることも考えられる。 ① 医療費・老人ホーム等施設にかかる費用 ② 本人の生活資金 各社において、確認方法や確認記録の保存方法などを定めることも考えられる。 家族サポート証券口座を利用して、保有商品を売却・解約して銀行等金融機関から出金する場合には、別途、銀行等金融機関での対応(代理人制度の利用等)が必要となることを
	融機関での対応(代理人制度の利用等)が必要となることを 事前相談や利用申込みの段階であらかじめ伝えておくことな ども考えられる。
14. 代理取引開始時期【家族代理人⇒会員】	・ 公正証書契約時点で認知判断能力の確認がされ、その契約 に基づく代理権の付与であることをもって、代理取引開始届 受入時においての本人の認知判断能力の確認は求めない。

要綱本文	備考
家族代理人による代理取引を開始する場合には、家族代理	・ 代理取引開始届の提出は、本人の認知判断能力の状況を踏
人は、会員に対し代理取引開始届を提出することとし、会員	まえ家族代理人の判断で行う。
の承認をもって代理取引が可能となる。	・ 「代理取引開始届」については、ひな形を参照。
	・ 代理取引開始届の記載事項については、各社が既に把握し
代理取引開始届に記載する事項は以下のとおり。	ている情報である等の理由で、管理上必要な項目とすること
• 提出日(申込日)	も考えられる。
・ 家族代理人に関する情報(氏名・住所・連絡先・本人	
との関係・生年月日・勤務先名・所属部署・役職名・	
勤務先電話番号・口座情報(口座番号:既に開設済み	
の場合)	
・家族代理人の実印の押印欄	
• 投資経験	
• 内部者登録情報	
・ 反社会的勢力でないこと等の確約に関する同意	
・ 本人氏名・住所・連絡先	
・ 本人の口座情報(口座番号)	
・ 代理取引を開始する理由	
• 確認事項	
・ 確認事項への承諾	
・ その他(添付書類を含む)	
かれ、今号は仏理取引題松足の担山がちったらかすしに落	

なお、会員は代理取引開始届の提出があった旨を本人に通知する。

	_
要綱本文	備考
15. 家族代理人の本人確認・投資経験の確認【会員⇒家族代理人】 会員は、利用申込書兼家族代理人届を受領するまでに家族代理人の本人確認を、代理取引開始届を受領するまでに家族代理人の適合性確認を行う。 家族代理人について確認すべき適合性は原則として投資経験のみであるが、会員が家族代理人に対し商品・取引の勧誘を行う場合には、その適合性も十分に考慮する必要がある。	 家族代理人に対し本人確認を行う理由は犯罪収益移転防止法第4条より、適合性確認を行う理由は今後取引を行うにあたって勧誘を行う相手となりえることから。 新規口座開設ではないため、家族代理人の反社チェックを行う場合には、反社情報照会システムを利用することはできないことに留意。 家族代理人本人の取引口座を開設することも考えられる。
16. 対象となる資産の特定と例外【本人・代理人】 家族代理人が管理・運用を行う対象となる資産は、代理取引が開始した時点において本人の証券口座に帰属する資産とする。 ただし、以下の資産については、代理取引開始後であっても対象となる資産に含まれる。 ・ 当該証券口座で受け取る配当金、分配金、利子・ 代理取引開始前に締結された累積投資契約に基づき、本人名義の金融機関の口座から直接買付けられる有価証券	 金融機関の口座から振込・振替等を行い本人の証券口座内に預かり金・MRF等として管理することなく、金融機関口座からの自動引落により直接有価証券の買付けが行われるものを指す。 代理取引開始時点の本人の証券口座にある資産内であれば累積投資の新規契約・継続、増額等は可能である。

要綱本文	備考
 17. 法定書面等の交付先【会員⇒本人・家族代理人】 以下の書面について、家族サポート証券口座開始時から代理取引開始前までの間は本人に交付し、代理取引開始後は家族代理人に交付する。 ・ 目論見書 ・ 契約締結前交付書面 ・ 契約締結時交付書面(取引報告書) ・ 取引残高報告書 ・ その他、金融商品取引法又は日本証券業協会規則上、顧客に交付する書面 	・ 代理取引開始前まで、本人及び家族代理人双方に交付する ことも考えられる。(「22. 本人から家族代理人への情報提 供」参照)
18. 契約期間【本人・家族代理人】 定めない。	
19. 損失発生時の責任【本人・家族代理人】 家族代理人が代理権の範囲内で行った代理取引について は、同取引により本人に損害が発生した場合であっても、家族代理人はその賠償責任を負わない。 20. 代理権範囲等の確認【会員⇒家族代理人】	・ 代理取引開始後の追加入金は代理権の範囲外であり認めら
会員は、家族代理人の行う取引が代理権範囲外の取引になっていないか確認する。	れない。そのため、追加入金を不可とする設定を行う又は買付注文執行までの間に追加入金がないかどうかを確認し、追加入金された資金での買付けが行われないようにすること。

要綱本文	備考
21. 家族代理人が負う義務【本人・家族代理人】	<参考>
家族代理人は、取引口座内の資産について、善良な管理者	【民法】
の注意をもって管理しなければならない。	(受任者の注意義務)
また、家族代理人は自らの利益のために本人の利益を毀損	第六百四十四条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者
してはならない。	の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。
22. 本人から家族代理人への情報提供【本人・家族代理人、会	
員】	
代理取引開始時の円滑な引継ぎや投資意向の共有を図るた	
め、代理取引が開始されるまでの間、適宜その取引及び財産	・ 適宜とは、顧客(本人)の取引状況などを踏まえ、必要に
状況について共有することが考えられる。	応じ情報を提供することをいう。
なお、会員は、本人が希望する場合、同意を得た上で、年	
1回程度、保有商品、資産残高、取引の状況が分かるものを	・ 「保有商品、資産残高、取引の状況が分かるもの」として
家族代理人に交付する。	は、例えば取引残高報告書が挙げられる。
23. 監督人	「監督人」について家族サポート証券口座では求めること
監督人の設置は求めない。	はしない。
24. 家族サポート証券口座の利用の停止又は終了【本人・代理	
人、会員】	
① 会員において、以下の状況が認められる場合、会員は家	
族サポート証券口座の利用を停止又は終了することができ	
る。	
・本人・家族代理人間の信頼関係が失われた	

要綱本文	備考
・ 代理取引開始を巡りトラブル等が発生した	
・ 代理人が自らの利益のために本人の利益を毀損するな	
ど、代理権を濫用した	
・ その他代理取引を継続することが適当ではない	
② 以下の事象が発生した場合、家族サポート証券口座は終	
了する。	・ 本人が補助の開始の審判を受け、同審判が確定したとき又
・本人又は家族代理人が死亡し又は破産手続開始決定を受	は任意後見契約が締結され、任意後見監督人選任の審判がさ
けたとき	れたときについて、補助人や任意後見人の金融商品取引に関
・本人又は家族代理人が成年後見、保佐又は補助の開始の	する同意権・取消権、代理権の内容を会員が確認し、家族サ
審判を受け、同審判が確定したとき	ポート証券口座を継続することも考えられる。
・本人又は家族代理人について任意後見契約が締結され、	この場合、②の上から2つ目と3つ目の・の内容は以下のよ
任意後見監督人選任の審判がされたとき	うに修正・追加することが考えられる。
・本人又は家族代理人が所得税法第2条第1項第5号に規	・ 本人が成年後見、保佐の開始の審判を受け、同審判が確
定する「非居住者」となったとき	定したとき又は家族代理人が成年後見、保佐又は補助の
・本契約が無効となり又は取り消されたとき	開始の審判を受け、同審判が確定したとき
・本契約が解除されたとき	・ 本人が補助開始の審判を受けその審判が確定し、補助人
	に付与された代理権又は同意権と家族サポート証券口座
③ 本人又は家族代理人は上記②の事象が発生した場合には	の代理権とが競合したとき
会員に通知し、家族サポート証券口座終了に向け適正な手	・ 本人について任意後見契約が締結され、任意後見監督人
続きを会員と行うものとする。通知が行われていないこと	選任の審判がなされ、任意後見人に付与された代理権と
が判明した場合には、会員側で家族サポート証券口座を停	家族サポート証券口座の代理権とが競合したとき
止又は終了することがある。	・ 家族代理人について任意後見契約が締結され、任意後見
	監督人選任の審判がされたとき

要綱本文	備考
	また、これに伴い③の通知についても、補助又は任意後見において競合が生じなかったときも同様に通知するよう修正することが考えられる。 ・ ③について、会員が自ら本人及び家族代理人に関し②の事象があるかを主体的に調査することを求めるものではない。
25. 契約終了後の措置【会員⇒本人・家族代理人】 「24. 家族サポート証券口座の利用の停止又は終了」による契約終了後、法定後見等の別の制度による扱いとなる場合は当該制度に従い、制度が無い場合は当初のとおり本人が取引及び各種手続きを行うものとする。 また、家族代理人に送付していた書面については、家族代理人から本人へ受け渡す。	・ 契約書には、(契約の解除)及び(契約の終了)として、本人又は家族代理人は、いつでも契約を解除することができることや、契約終了の要件を記載する。
26. 誓約【本人・家族代理人】 家族サポート証券口座に基づき家族代理人が行った取引等 の効果については本人に帰属すること、変更の際には改めて 契約が必要であるということを認識、遵守する旨を本人・家 族代理人間で誓約するものとする。	・ 契約書に規定する。

要綱本文	備考
(注1) 本制度要綱によらず、会員が独自の判断で行う代理取	
引に制約を設けるものではないが、本制度要綱に沿ってい	
る場合(備考に記載の内容等を参考に、例えば代理権の範	
囲を狭める、本人の利益に資するスキーム運用を行うな	
ど、要綱本文の内容をより厳格に対応している場合を含	
む)に限り「家族サポート証券口座」という名称を利用す	
ることを可能とする。	
(注2) 本制度要綱に沿って、「家族サポート証券口座」を提	・ 商標登録前は「確約書」を、商標登録後は「商標使用許諾
供する場合には、自社のスキームが本制度要綱に準拠して	申請書」を本協会に提出するものとする。
いる旨を確約するものとする。	

以 上

【参考】家族代理人の運用方法決定イメージ(「5. 管理・運用方針」③家族代理人による運用の方法)

(例:取引残高報告書の分類をベース)

	現在の保有状況	A) 現在保有している商品分類の範 囲で代理人の運用を可能とする	B) 本人・代理人で決めた商品だけ 運用を可能とする	C) 代理人が判断 (運用する商品は代理人に任せる)
1. 株式等 (ETF·ETN,REIT)	含む) (レバレッジ型・インバース型除く			
国内株式等 (上場株のみ)	0	0	×	Ο
外国株式等 (新興国は除く)	_	×	×	Ο
2. 投資信託 (レバレッジ型・イン	ノバース型除く)			
国内投資信託	0	0	0	Ο
外国投資信託	_	×	0	Ο
3. 債券 (BBB格以上)	3. 債券 (BBB格以上)			
国内公社債等	0	0	0	Ο
外国公社債等(新興国は除く)	-	×	0	Ο
4. 累積投資	0	0	0	Ο
5. 投資一任	-	×	×	Ο

本人が保有していた商品と同じ 範囲とする 例)投資信託や債券はよい が、株は NG とする 例)代理人が商品分類の中か ら投資する商品を決める



「家族サポート証券口座」について

2025年2月18日

家族サポート証券口座の背景・コンセプト



本協会では、2019年金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」及び2020年の同ワーキング・グループ報告書「顧客本位の業務運営の進展に向けて」にて提言された「高齢顧客保護のあり方」「認知判断能力等の低下した顧客への対応」を社会課題としてとらえ、2022年7月に「資産所得倍増プラン」への提言のうちの1つとして「高齢者の資産活用とその子供世代の資産形成」を提案し、証券界として同社会課題に応える観点から、任意代理契約の枠組みや既存の制度・サービス等を活用した高齢顧客向けのスキーム(以下、「家族サポート証券口座」という。)を設計する。

【家族サポート証券口座のコンセプト】

- 本人と信頼できる家族(配偶者や子供など)の間で任意代理契約を利用することによる極力シンプルな仕組み
- 任意代理契約により、あらかじめ明らかにされた顧客本人の意思に基づいて、認知判断能力が低下
 ・喪失した後でも代理人である家族を通じて継続して金融サービス(保有商品の管理・運用)を受けられる仕組み
- 代理人による代理取引や出金目的を証券会社が確認し、金銭の引出しを本人名義の金融機関 口座とすることで、代理人による代理権の濫用を防止する仕組み
- ※ 家族サポート証券口座は、高齢顧客の資産管理・活用の観点から利用できる複数の制度のライン ナップの一つとして提案するもの

【参考】金融行政方針及び高齢社会対策大綱の記載



2024事務年度 金融行政方針 2024年8月30日公表(P17) 該当部分抜萃

- (5) 利用者目線に立った金融サービスの普及
- ②顧客に寄り添った金融サービスの提供

高齢化をはじめとした我が国経済社会の急速な変化を踏まえ、金融機関及び業界団体に対 し、顧客に寄り添った丁寧な対応を促す。

高齢顧客の様々な課題やニーズへの対応に関しては、<mark>認知判断能力が低下した顧客の取引を親族</mark>や高齢者等終身サポート事業者等が代理する場合における対応等について、利用者利便の向上とトラブル防止の観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体と対話を行い、さらなる取組を支援する。

https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/20240830_main.pdf

高齢社会対策大綱 2024年9月13日閣議決定·公表(P32) 該当部分抜萃

(3)金融経済活動における支援

- <mark>認知判断能力や身体機能が低下した高齢者に対して、きめ細かな投資家保護や、<u>金融取</u>引に関する代理制度の活用促進を図るなど、金融事業者における顧客本位の業務運営に向 けた取組を推進する。</mark>

https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/pdf/p honbun r06.pdf

「家族サポート証券口座」の位置付け



高齢顧客の資産管理・活用の観点から利用できる制度一覧

- > 法定後見制度(後見·保佐·補助)
- ▶ 任意後見制度
- > 家族信託
- 予約型代理人制度
- ▶ 代理人制度(各証券会社で個々・独自に対応)
- ▶ 【新設】家族サポート証券口座

家族サポート証券口座の制度要綱 (例:代理人の範囲、代理権の範囲、手続きの流れなど) を作成



制度要綱に沿って対応する場合(※)には、「家族サポート証券口座」の商標利用を可能とする。

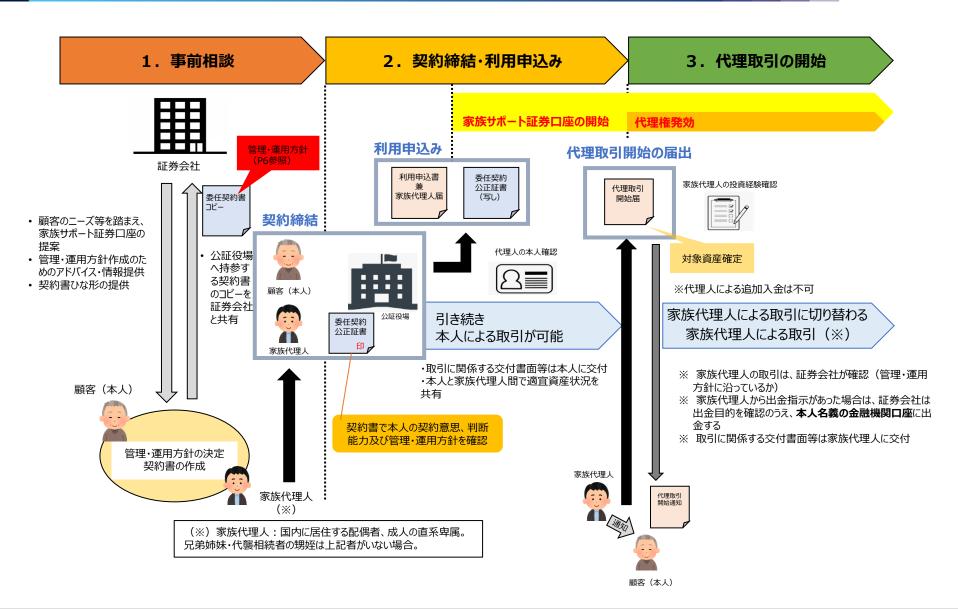
(※)制度要綱の備考に記載の内容等を参考に、要 綱本文の内容をより厳格に対応する場合を含む。

※ 顧客が求める保護の範囲(日常生活に関する手続き等も含めるか)や資産の範囲(全財産か特定の資産か) により利用できる、利用すべき制度は異なる。

家族サポート証券口座は高齢顧客の資産管理・活用の観点から利用できる制度のラインナップの中の1つとして位置付けるものである。

家族サポート証券口座の流れ <イメージ>





家族サポート証券口座における代理取引について



金融機関



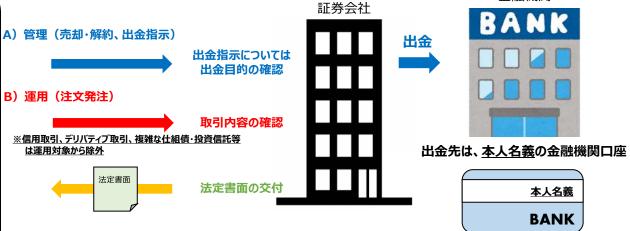
家族代理人は、契約書で定めた「管理・運用方針」(※1)に従って、本人の証券口座にある資産の管理・運 用を行う。

- $(\times 1)$ A) 保有商品を売却・解約し、本人名義の金融機関口座に出金すること
 - B) A) に加え、本人の証券口座にある資産の範囲で運用(売買)を行うこと
 - ⇒B)を選択した場合には、運用方法(運用対象とする商品分類の範囲)を決めておく。
- (注)代理取引開始後の本人による取引は不可

顧客(本人)の証券口座にある資産

保有商品	銘柄名
国内株式等	Α
外国株式等	В
国内投資信託	С
外国投資信託	D
国内公社債	E
預かり金	100万円

証券口座への追加入金は不可(※2)



(※2) ①当該証券口座で受け取る配当金・分配金・利子及び②代理取引 開始前に締結された累積投資契約に基づき、本人名義の金融機関口座から 直接買付られる有価証券は対象となる資産に含む。

代理取引開始後

- > 家族代理人は、契約書で定めた「管理・運用方針」に従って、本人の証券口座にある資産の管理・運用を行う。
- ➡ 証券会社は取引受注の際には、取引内容が「管理・運用方針」に沿っているか確認する。
- ▶ 家族代理人は、本人の証券口座にある資産を売却・解約し、出金する。
- ➡ 証券会社は出金目的を確認のうえ、本人名義の金融機関口座に出金する。
- ▶法定書面は家族代理人に交付される。

5

家族サポート証券口座の流れ<イメージ>



		JODA
場 面	一般的に想定される動き	備 考
事前相談		
1. 証券会社からの情報提供 【本人-証券会社】	• 証券会社は、 顧客のニーズ(本人の認知判断能力が低下した後の備え) や 顧客の状況 を踏まえ、「家族サポート証券口座」の提案・説明(必要な資料の提供)を行う。	必ずしもすべての顧客に対し一律に提供するサービスではなく、対象顧客は各社で判断契約書(ひな形)、制度説明資料(リーフレット)など
2. 証券会社との事前相談、契約書作成 【本人・家族代理人- 証券会社】	 本人は、家族サポート証券口座の利用について、家族(家族代理人を含む)と相談する。 証券会社、本人及び家族代理人で事前相談を実施、契約・申込に必要な情報を整理する(特に管理・運用方針)。 本人、家族代理人間で証券会社が提供したひな形を元に契約書を作成し、締結前に証券会社と共有する。 	資産状況、資産の取り崩しや運用する場合の取扱いの方針、代理人選定など公正証書契約の内容を証券会社があらかじめ把握するため
契約締結・利用申込み		
3. 契約締結 【本人-家族代理人】	本人及び家族代理人が公証役場に赴き、公正証書契約を締結 する。	
4. 証券会社へ申込み 【本人·家族代理人⇒ 証券会社】	 本人・家族代理人は、利用申込書兼家族代理人届及び契約書の写しを証券会社へ提出する。証券会社はそれぞれの内容確認を行う。 証券会社は、家族代理人の本人確認等を実施する。 問題なければ、家族サポート証券口座を開始する。 	≫ 家族サポート証券口座開始後、代理取引開始 届が提出されるまでは本人が取引を継続できる
代理取引の開始		
 5. 代理取引開始届の提出 【家族代理人⇒証券会社】 	 家族代理人は代理取引開始届を証券会社へ提出する。 証券会社は、家族代理人の適合性確認を行う。 問題なければ、家族代理人が取引を開始する。 	家族代理人は、代理取引開始届を提出する旨、 本人に事前に通知する証券会社は家族代理人から代理取引開始届の 提出があった旨を本人へ通知する
6. 家族代理人による取引 【家族代理人⇒証券会社】	証券会社は、家族代理人からの注文等を受注する。証券会社は、家族代理人が行う取引が代理権範囲外の取引になっていないか確認する。	家族代理人による出金は証券口座から本人名 義の金融機関口座まで。その際、証券会社は出 金目的を確認する
7.書面交付 【証券会社⇒家族代理人】	証券会社は、取引報告書等を家族代理人に送付する。	

家族サポート証券口座 制度要綱 概要①





	制度要綱での取扱い	補足事項
【要綱 1. 】 考え方·目的	 ▶ あらかじめ信頼できる家族を代理人に指定し、顧客(本人)の認知判断能力低下・喪失後や認知判断能力の低下前に代理取引を開始する。 ▶ 代理人による資産の適切な管理・保全・運用・処分等を通じて、顧客(本人)の生活・看護・療養・納税等に必要な資金を確保及び給付するなどして、顧客(本人)の生活の安定を図るとともに、円滑な資産の承継を目的とする。 	 家族サポート証券口座を導入するか否かは、各社で判断する。 各社が任意で提供する高齢顧客向けの既存の制度と競合することを企図するものではない。 利用単位は、証券会社単位とする。(証券会社毎に家族サポート証券口座の利用申込みを行う。)
【要綱2.】 契約の当事者	▶ <u>顧客(本人)</u> と家族代理人の二者間の契約とする。	▶ 家族代理人は1名とする。▶ 各社においてサービス利用を想定する顧客に一定の要件を設定することは妨げない。
【要綱3.】 会員への事前相談	本人・家族代理人・証券会社の三者間で事前相談を実施する。あらかじめ証券会社から家族サポート証券口座の内容を説明する。	
【要綱4.】 契約方法	本人と家族代理人の間で契約を作成し、締結する。契約は公正証書にて行うこととする。	家族サポート証券口座として公正証書契約は必須 としている。
【要綱 5 . 】 管理·運用方針	 本人・家族代理人で相談のうえ、家族代理人に任せる範囲を以下から選択する。 A)保有商品を売却・解約し、本人名義の金融機関口座に出金すること B) A)に加え、本人の証券口座にある資産の範囲で運用(売買)を行うこと ▶ B)を選択した場合には、運用方法(運用対象とする商品分類の範囲)を決めておく。 	 ▶ B) を選択した場合の家族代理人による運用の方 法は以下のとおり。(①~③から選択する) ① 現在本人が保有している商品分類の範囲とする ② 商品分類を本人・家族代理人間で決定する ③ 家族代理人が商品分類を決定する
【要綱6.】 会員への利用申込み	 家族サポート証券口座利用申込みにあたっては、 利用申込書兼家族代理人届(添付書類を含む) 公正証書契約書の写し を提出する。 	▶ 各社において <u>追加的な書類の提出</u> や <u>面談</u> を実施することなども考えられる。

家族サポート証券口座 制度要綱 概要②



(注)以下は制度要綱の概要を示したものである。詳細は、制度要綱本文を参照のこと

	制度要綱での取扱い	補足事項
【要綱7.】 契約当事者以外と の合意	> 求めない。	▶ 本人・家族代理人の関係等を考慮し、各社において個別に対応することも考えられる。
【要綱8.】 家族代理人の範囲	 ▶ 国内居住者である配偶者及び成人の直系卑属とする。 ▶ 該当する者が存在しない場合(未成年の直系卑属しか存在しない場合を含む。)は、兄弟姉妹又はその代襲相続者たる成人の甥姪とする。 	▶ 本制度が、本人が健常なうちに代理人となる者を定め資産の管理・運用を任せるものであること、また、 家族の絆と信頼に基づく関係性を前提とすることから、 家族代理人の対象者を制限する。
【要綱9.】 取引当事者	▶ 代理取引開始前は本人、代理取引開始後は家族代理人とする。	
【要綱10. 】 代理権の範囲	 本人の証券口座内の資産につき、管理・運用方針にしたがった取引及び事務手続き等を家族代理人に代理権として付与する。 明らかに制度趣旨にそぐわない取引や商品(リスクが高い又は複雑な取引・商品)をあらかじめ対象外取引・商品として家族代理人による取引対象から除外する。 〈例:信用取引、デリバティブ取引、複雑な仕組債・投資信託等〉 本人が既に保有している対象外取引・商品については、あらかじめ各社において、その取扱方針を定め、当該方針に従い対応するものとする。 	 各社において対象外取引・商品の対象を拡大する (注文方法や取引形態を制限することも含む)ことも考えられる。 既に保有している対象外取引・商品の取扱方針例 ①代理取引開始前までに本人により弁済・売却しておく ②代理取引開始の承認後、速やかに弁済・売却する ③(本人の意向及び家族代理人の適合性があることを条件に)弁済・売却のタイミングについては、家族代理人の指図に従う
【要綱11.】 契約締結能力及び 契約内容の確認方 法	公正証書契約の成立をもって確認する。	

家族サポート証券口座 制度要綱 概要③



(注)以下は制度要綱の概要を示したものである。詳細は、制度要綱本文を参照のこと

	制度要綱での取扱い	補足事項
【要綱12. 】 取引口座・出金口座	 取引口座は、本人の証券口座とする。 出金口座は、本人名義の金融機関口座とする。なお、原則として代理取引開始時点で確定する。 	 出金口座については、本人名義以外は認めない。また、出金口座を経由せず証券口座から直接現金を引き出すことは認めない。 代理取引開始後、出金口座の凍結や金融機関の支店の閉鎖等があった場合、本人名義口座であれば出金口座の変更は可能。
【要綱13. 】 出金目的の確認	証券会社は、家族代理人が本人名義の金融機関口座に出金する場合は、出金目的を確認する。本人名義の金融機関口座からの払出しを行うにあたり、金融機関で代理人制度等の利用が必要であることについて留意が必要	▶ 各社において出金目的の確認の方法や確認記録の 保存方法などを定めることも考えられる。
【要綱14. 】 代理取引開始時期	 ▶ 証券会社が家族代理人から「代理取引開始届」(添付書類を含む)を受け入れ、承認した後とする。 ▶ 証券会社は代理取引開始届出の提出があった旨を本人に通知する。 	家族代理人は、代理取引開始届を提出する旨、本人に事前に通知する。代理取引開始届の提出は本人の認知判断能力の状況を踏まえ家族代理人の判断で行う。
【要綱15. 】 家族代理人の本人 確認・投資経験の確 認	 証券会社は、利用申込書兼家族代理人届を受領するまでに家族代理人の本人確認を行う。また、代理取引開始届出を受領するまでに家族代理人の適合性確認を行う。 家族代理人に対し、商品・取引の勧誘を行う場合には、その適合性も十分に考慮する必要がある。 	家族代理人に関する本人確認等の手続きのため、 家族代理人本人の取引口座を開設することも考えられる。
【要綱16.】 対象となる資産の特 定と例外	 家族代理人が管理・運用を行う対象となる資産は、代理取引が開始した時点において本人の証券口座に帰属する資産とする。 ただし、以下の資産については、代理取引開始後であっても対象となる資産に含まれる。 当該証券口座で受け取る配当金・分配金・利子 代理取引開始前に締結された累積投資契約に基づき、本人名義の金融機関の口座から直接買付けられる有価証券 	

家族サポート証券口座 制度要綱 概要④



(注)以下は制度要綱の概要を示したものである。詳細は、制度要綱本文を参照のこと

	制度要綱での取扱い	補足事項
【要綱17. 】 法定書面の交付先	 「代理取引開始届」が提出されるまでの間(代理取引開始前) ・・・・・本人に交付する。 「代理取引開始届」が提出された以降(代理取引開始後) ・・・・・家族代理人に交付する。 	法定書面等・目論見書・契約締結前交付書面/契約締結時交付書面・取引残高報告書・その他
【要綱18. 】 契約期間	> 定めない。	
【要綱19. 】 損失発生時の責任	» 家族代理人が代理権の範囲内で行った代理取引については、取引により本人に損害が発生した場合であっても、家族代理人はその賠償責任を負わない。	
【要綱20. 】 代理権範囲等の確 認	証券会社は、家族代理人の行う取引が代理権範囲外の取引になっていないか確認する。	▶ 代理取引開始後の <u>追加入金は代理権の範囲外</u> で あり認めない。
【要綱21. 】 家族代理人が負う 義務	善良な管理者の注意をもって管理すること。自らの利益のために本人の利益を毀損してはならない。	▶ 民法644条 受任者の注意義務
【要綱22.】 本人から家族代理 人への情報提供	 本人は、代理取引が開始されるまでの間、家族代理人に対し、適宜その取引及び財産状況について共有することが考えられる。 証券会社は、本人の希望があった場合、年1回程度、証券会社から家族代理人へ本人口座の保有商品・資産残高・取引の状況がわかるものを送付する。 	▶「保有商品、資産残高、取引の状況が分かるもの」としては、例えば取引残高報告書が挙げられる。
【要綱23. 】 監督人		

家族サポート証券口座 制度要綱 概要⑤





	制度要綱での取扱い	補足事項
【要綱24. 】 利用の停止又は終 了	 ⇒ 以下の事象が発生した場合には、サービスを終了する。 ①本人又は家族代理人の死亡又は破産 ②本人又は家族代理人の法定後見制度の開始(一部例外あり) ③本人又は家族代理人の任意後見制度の開始(一部例外あり) ④本人又は家族代理人が非居住者となった場合 ⑤公正証書契約が無効となり又は取り消されたとき ⑥公正証書契約が解除されたとき 	 ▶ 一部例外:本人について、補助、任意後見が生じた場合、補助人や任意後見人の金融取引に関する同意権・取消権、代理権の内容を会員が確認し、家族サポート証券口座を継続することも考えられる。 ▶ 本人・家族代理人間の信頼関係が失われた、代理取引を巡りトラブル等が発生した、代理人が自らの利益のために本人の利益を毀損するなど代理権を濫用した、その他代理取引を継続することが適当ではないと証券会社が認識した場合、証券会社側で家族サポート証券口座の利用を停止又は終了することができる。
【要綱25. 】 契約終了後の措置	契約終了後、法定後見等の別の制度による扱いとなる場合は当該制度に従う。制度が無い場合は当初のとおり本人が取引及び各種手続きを行うものとする。家族代理人に送付していた書面については、家族代理人から本人へ受け渡す。	
【要綱26. 】 誓約	▶ 家族サポート証券口座に基づき家族代理人が行った取引等の効果については本人に帰属すること、変更の際には改めて契約が必要であるということを認識、遵守する旨を本人・家族代理人間で誓約するものとする。	
その他	 △正証書契約、利用申込書兼代理人届、代理取引開始届はひな 形を提示する。 制度要綱によらず、会員が独自の判断で行う代理取引に制約を設けるものではないが、制度要綱に沿っている場合に限り、「家族サポート 証券口座」という名称の利用を可能とする。 制度要綱に沿って、「家族サポート証券口座」を提供する場合には、自 社のスキームが制度要綱に準拠している旨を確約するものとする。 	 家族サポート証券口座の取扱いについては、今後 Q&Aで提示する。 商標登録前は「確約書」を、商標登録後は「商標使 用許諾申請書」を本協会に提出するものとする。 (※)

(※)「家族サポート証券口座」の名称については、商標登録出願中

【参考】家族サポート証券口座と他の制度との比較(概要)



	家族サポート証券口座 家族信託		法定後見 (本人の認知判断能力が 不十分になった場合)	任意後見
法的根拠	民法	信託法	民法	任意後見契約法
代理人·受託者	配偶者及び直系卑属(例外 的に兄弟姉妹・甥姪)	三親等内親族など	弁護士等が多い (家庭裁判所が選任)	本人が希望する者 (親族等)
契約書	任意代理に基づく契約書 (本人-代理人)	信託契約書 (委託者-受託者)	- (裁判所への申立て)	任意後見契約書
公正証書	必要	必要	- (裁判所における審判)	必要
代理権の発効時期	代理取引開始届提出後	信託契約締結後	後見開始の審判	任意後見監督人 の選任後
監督人	不要	不要	不要 (後見人が親族の場合は、 監督人が選任される場合が ある)	必要
売却·換金	可	可	可	可
運用	可	可	不可	不可
手続き費用	公正証書作成に係る費用	信託契約書及び公正証 書作成に係る費用	申立て費用 後見人等の継続報酬	申立て費用 後見監督人の継続報 酬

【参考】家族サポート証券口座に関する検討ワーキング・グループでの検討状況



回数	開催日		主な論点
	2023年 12月19日(火)	証券戦略会議の下部に「家族サポート証券口座はワーキング・グループメンバーの選任等	
第1回	2024年 2月16日(金)	 家族サポート証券口座の概要について 制度要綱(案)の検討点について その他 	
第2回	3月18日 (月)	1. 制度要綱(案)の検討点について 2. その他	① 代理人の範囲について② 代理取引開始届出の提出について③ 契約締結後、代理取引開始までの書面の交付について④ 証券会社主導での家族サポート証券口座終了について
第3回	4月19日(金)	 制度要綱(案)の検討点について 成果物にかかる提案について その他 	<管理・運用方針について> ① 代理人に任せる範囲について ② 代理人による保有商品の売却・解約の方法について ③ 代理代理人による運用(売買)の方法について(商品分類) ④ 代理人による運用(売買)の範囲について
第4回	5月21日(火)	 制度要綱(案)の検討点について 制度要綱(案)について 各書面の様式について その他 	追加入金の取扱いについて
第5回	6月20日 (木)	 制度要綱(案)の検討点について 各書面の様式について その他 	制度要綱案への各社コメントを踏まえた修正について
第6回	7月26日(金)	 制度要綱(案)のとりまとめについて 各書面の様式について その他 	① 保佐・補助・任意後見の取扱い ② 出金口座について
第7回	2025年 1月28日(火)	 関係各方面への説明状況について 制度要綱のとりまとめについて 各書面の様式について 今後のスケジュールについて Q&Aの作成について 	

※WGでの検討に先立ち、大手5社担当者との間で非公式の勉強会を開催し、家族サポート証券口座のスキームの骨子案を作成

【参考】家族サポート証券口座に関する検討ワーキング・グループ名簿



主査	遠	藤	明	生	(野	村	證	券	営業企画部担当部長)
委 員	秋	田	和	宏	(水	戸	証	券	コンプライアンス部 長)
11	粟	根	大	輔	(<i></i>	ずほ	証	券	個 人 業 務 部・次 長)
11	小	原	久	乃	(今	村	証	券	内部管理部長)
11	金	井		亮	(長	野	證	券	専務取締役)
11	上	林	太	郎	(大	和	証	券	ウェルスマネジメント企画部副部長)
//	田	中	秀	明	(三菱し	JFJモルガ	ン・スタン	レー証券	WMMリスク管理部・課長)
//	長	谷川	卓	弥	(楽	天	証	券	フロンティアサービス部部長)
//	船	津	典	彦	(岡	Ξ	証	券	コンプライアンス部担当)
//	森	永	剛	史	(む	さし	, 証	券	営業企画部長)
11	渡	邊	聡		(S M	ВСІ	日興	証 券	営業企画部企画推進課課長)
有識者委員	永	沢 裕	美	子	(s t e r な金融で		-	世 話 人)
//	野	村 亜	i 紀	子	(野村	資本で		究所	主席研究員)
//	山	下	純	司	(学習	院大学	学 法学	学部	教授)
//	山	田	俊	旌	(小澤	英明法	去律事	務所	顧問)
オブザーバー	石	神	暖	仁	(金	融	庁		企画市場局市場課市場企画室係長)
11	丹	野賞	太	郎	(金	融	庁		監督局証券課証券監督専門官)